

大阪狭山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年(2017年)10月27日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
徳村賢

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 教育部学校給食グループ

- ・学校給食運営事業
- ・衛生管理対策事業
- ・施設管理事業
- ・米飯給食補助事業

(2) こども政策部保育・教育グループ

- ・民間保育園等対策事業
- ・病後児保育事業
- ・保育・教育管理事業
- ・子ども・子育て支援給付事業（民生費）
- ・こども園管理運営事業
- ・施設管理事業（民生費）
- ・幼稚園運営事業
- ・施設管理事業（教育費）
- ・幼稚園子育て支援事業
- ・（仮称）さやま西こども園用地拡張事業
- ・幼稚園就園奨励事業
- ・子ども・子育て支援給付事業（教育費）
- ・幼稚園整備事業

2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年8月31日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年9月8日から平成29年9月26日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。しかし、教育部学校給食グループの一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自

治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

【教育部学校給食グループ】

米飯給食費補助金交付事務において、補助金等交付の適正化に関する規則では事業実績報告書を翌年度4月末日までに市長に提出すべきところ、平成28年度の事業実績報告書が平成29年7月25日付の提出となっていた。

今後は、補助金交付事務においては、補助金等交付の適正化に関する規則に基づいて適正な事務処理に努められたい。